

高齢者虐待防止のための指針

I. 虐待防止に関する基本的考え方

独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院附属訪問看護ステーション（以下「当事業所」という）では、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利・利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。

II. 虐待防止に向けた体制

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、虐待防止検討委員を任命し同法人附属介護老人保健施設内に設置されている、高齢者虐待防止委員会へ参加する。

1. 委員会は、年1回の定期開催と虐待被疑案件が発生した場合の適時開催（臨時委員会）の2種類とし、検討内容は議事録を作成し保存する。
2. 定期委員会では、主に次の内容を検討する。
 - 1) 虐待防止指針整備に関するところ
 - 2) 虐待防止の職員研修に関するところ
 - 3) 虐待を認知した場合の、連絡、報告、対応について
 - 4) 虐待が発生した場合の、原因分析と再発防止策に関連するところ 等

III. 虐待防止のための職員研修

1. 研修は、年1回以上行う。
2. 研修会の内容は高齢者虐待等の防止に関する内容とする。
3. 研修の実施内容は、記録等で保存する。

IV. 養護者による高齢者虐待

養護者とは：高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの
養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う、別表に記載されている行為とされる（宇都宮市「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」以下、宇都宮市高齢者虐待防止マニュアルとする、より抜粋）。

1. 高齢者虐待を早期発見するために、宇都宮市高齢者虐待防止マニュアルに記載されているチェックリストに基づき、高齢者虐待のサインがないか観察する。
2. 気が付いたことは、小さなことでも記録に残す。
3. 高齢者虐待が疑われる場合は、管理者へ報告する。
4. 高齢者の命にかかわるような緊急的な事案の場合は、管理者を通して担当ケアマネジャー、包括支援センター、主治医、市町村等への報告を速やかに報告する。
5. 必要に応じて、個別ケア会議等へ参加し情報共有と対応を協議する。

V. 職員による虐待又はその疑い（以下、「虐待等」とする。

1. 虐待等が発生した場合の相談・報告

- 1) 職員が他の職員による利用者への虐待等を発見した場合、管理者に報告する。
虐待者が管理者であった場合は、独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院の看護部長、医療安全管理者へ相談する。
- 2) 管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員からの相談及び報告があった場合には、細心の注意を払いながら事実確認を行う。必要に応じて関係者から事情を確認する。
- 3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人の対応に改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 4) 上記対応にも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町村窓口等へ相談する。
- 5) 高齢者虐待防止委員会において、当該事象の発生検証を行い、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- 6) 事実確認の概要及び再発防止策は、市町村へ報告する。

VI. 虐待等に係る苦情解決方法

1. 虐待等の苦情相談については、寄せられた内容について管理者へ報告する。
2. 苦情相談窓口寄せられた内容は、個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
3. 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応について報告する。
4. 虐待の事実を行政へ通報後の対応
 - 1) 虐待者から問い合わせや苦情が寄せられた場合は、委員会へ報告し、委員会で対応する。通報者の氏名などの情報開示は行わない。
 - 2) 訪問時に、虐待者から恫喝など違法な行為をされた場合は、速やかに管理者へ報告し毅然とした対応をする。可能な範囲で、携帯電話の録音機能で証拠を残す。

V. 成年後見人制度の利用に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点から、状況に応じて成年後見人制度の利用を検討する。虐待者が家族の場合は、後見申し立てが期待できないため、他の 4 親等内の親族に協力を依頼するか、市町村長による申し立てを求める必要がある。

1. 高齢者虐待により老人福祉法の措置により、特別養護老人ホーム等に入所したが、被虐待者が認知症である場合。
2. 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合
3. 独居など身近に保護者となる者がいない認知症者が、詐欺等の被害にあった、または

遭うことがことが予想される場合

4. 独居など身近に保護者となる者がいない認知症者が、自身の生活を維持できず生命の維持に危険を及ぼすと予測される場合

VI. 当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者が閲覧可能な場所へ設置する。利用者やその家族、関係機関より閲覧の求めがあれば、いつでも閲覧できるものとする。

VII. その他

本指針に記載のない対応など詳細については、宇都宮市「高齢者虐待の防止、高齢者養護に対する支援マニュアル」（関係者用）に基づいて対応する。

付則

本指針は、2024年4月1日より施行する